

食安輸発0801第1号
平成23年8月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産養殖とこぶし及びその加工品)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成23年7月29日付け食安輸発0729第1号)にて通知したところです。

今般、モニタリング検査において、中国産活養殖とこぶしからフラゾリドンを検出したことから、同通知の別表1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖とこぶし及びその加工品(簡易な加工に限る。)		フラゾリドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。